



# In depth

## A look at current financial reporting issues

2021年11月26日  
No. 2021-11

### ESGに関する事項がIFRSに基づく財務諸表に与える影響

#### 要点

気候変動の影響は、投資家や規制当局が注目している重要な問題です。本資料では、とくに気候変動が国際財務報告基準(IFRS)に基づく財務諸表に及ぼす影響に焦点を当て、環境・社会・ガバナンス(ESG)に関する事項の影響について検討しています。

#### Section 1 – はじめに

気候変動の影響は、投資家や規制当局が注目している重要な問題です。気候変動リスクには、大きく2つのカテゴリーがあります。1つは、厳しい気象現象や気温上昇の影響といった気候変動の物理的リスクに晒される脅威です。もう1つは、物理的な影響と並んで、多くの人が移行上の影響と呼ぶものであり、これは脱炭素化経済に向けた政策変更や当該取組みの経済的な結果を意味します。このような移行リスクには、法令や政策の変更という形での「トップダウン」の影響と、消費者が低排出量製品やゼロ排出量製品を選好するという「ボトムアップ」の変化があります。

国際会計基準審議会(IASB)は、2020年11月、気候関連事項の影響が財務諸表において重要性がある場合でもIFRSの要求事項を一貫して適用することを支援するため、教育文書「気候関連問題が財務諸表に与える影響」を公表しました。この教育文書は、IASBのニック・アンダーソン理事が2019年11月にこのトピックについて執筆した記事を補完するものです。

IASBの教育文書では、IFRSが気候関連事項について明示的に言及していないことが指摘されています。しかし、企業は、気候関連事項の影響が財務諸表において全体として重要性がある場合、IFRSの適用にあたり気候関連事項を考慮しなければなりません。情報は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の企業に関する財務情報を提供する財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性があります。例えば、経営者が企業の財務諸表を作成するにあたり、気候関連事項をどのように検討したかについての情報は、経営者が行った最も重要な判断および見積りに関して重要性がある可能性があります。

本資料は、IASBの教育文書に記載された領域と、他に留意すべきいくつかの重要な領域を取り上げています。本資料には、教育文書で共有されている概念の説明に役立ついくつかの例が含まれています。本資料で扱うのは、新しいIFRSの要求事項に関連するものではなく、気候関連リスクを財務諸表に組み込むための基礎としてIFRSの既存の要求事項の適用を明確にすることであることを強調します。

また、本資料では、特にESGが財務報告に与える影響に関連のある、PwC IFRSマニュアルのFAQや事例への参照番号が記載されています。特定のテーマ分野に関する詳細なガイダンスについては、[PwC IFRSマニュアル](#) (和訳は[こちら](#))の該当する章をご参照ください。

## Section 2ーパリ協定に準拠した財務諸表および仮定の首尾一貫性

2020年以降の新たな国際的枠組みであるパリ協定には、190か国と欧州連合(EU)が署名し、温室効果ガス(GHG)排出量および気候変動の影響の大幅削減という目標が掲げられています。

多くの国がパリ協定を採択し、国が決定する貢献(Nationally Determined Contribution: NDC)の一部として、2020年までに国連に対しGHG排出量削減計画を提出しています。NDCには、通常、2025年と2030年の中期目標、および遅くとも2050年までのGHG排出量ネットゼロ目標が含まれています。

各国は、それがNDCを達成するうえで十分かどうかはわからないものの、GHG削減に関連する詳細な法規則を導入している可能性があります。したがって、企業は、要求事項に対処するため、その要求事項や予想される影響に応じて、さまざまなレベルで詳細な計画を設定することになります。

企業は、財務諸表が「パリ協定に準拠している(Paris Aligned)」のかと問われることが多くなっています。この質問の意味は、地球の気温上昇を抑えるために設定された水準に炭素排出量を制限するにあたり、多くの国が署名した法的拘束力のあるパリ協定に財務諸表が準拠しているかというものです。IFRSにより要求される測定技法は財政状態計算書の項目によってさまざまであるため、財務諸表が「パリ協定に準拠している」かどうかを容易に判断することはできません。したがって、いくつかの項目の認識および測定について、他の項目よりもパリ協定に準拠した仮定に密接に整合させることの方が容易かもしれません。

企業においては、IFRSの要求事項の検討に加えて、気候関連事項、気候関連リスクの影響と考察、および気候関連リスクの結果として生じる不確実性の重大な判断と見積りについての重要性のある開示に関連して、財務情報および非財務情報の開示が首尾一貫していることが重要です。

### PwCによるガイダンス:

- **FAQ 1ー企業はIFRSに基づく財務諸表において「パリ協定に準拠(Paris Aligned)」していることを説明することができるか**

パリ協定はそれぞれの国や企業に異なる影響を与えることになるため、企業の財務諸表に与える影響は企業の個々の事実および状況によって異なることになります。

したがって企業は、財務諸表が「パリ協定に準拠しているのか」どうかを問われることがあるかもしれませんが、ほとんどの場合、その答えは問いが示すほど単純なものではありません。

これは、異なる基準が異なる種類の見積りを要求していることにより、異なる種類の見積りがパリ協定の仮定に織り込まれている可能性があるためです。例えば、

- 公正価値の測定は、企業に対して、市場参加者の仮定の使用を最大限にすることを要求しています。観察可能な市場のインプットには、すでにパリ協定について見込まれる影響が織り込まれているといえます。このようなインプットを資産または負債の公正価値の決定に用いる場合、企業は、通常、パリ協定準拠の要求事項に関して、観察可能なインプットをさらに調整することはしないと考えられます。
- 一部のIFRSでは、企業に対して、「最善の見積り」を用いることを要求しています。最善の見積りは、点推定のような単一の金額の見積りの場合もあれば、確率加重平均のような複数の金額の見積りの場合もあります。重大な気候変動の影響を見積りに織り込むにあたっては、最善の見積りを導き出すため、確率加重により見積もる可能性があります。

パリ協定が財務諸表にどのような影響を与えるのかに関するさらなる議論は、下記のFAQ2をご参照ください。

このように、企業がパリ協定に準拠した旨を開示する場合は、企業にとってパリ協定への準拠が何を意味するのかに関する適切な背景情報と、財務諸表にその影響がどのように織り込まれているのかについての説明を提供することが重要になります。

- **FAQ 2ー企業はIFRSに基づく財務報告に「パリ協定に準拠した」仮定をどのように織り込むべきか**

概して、パリ協定の企業への影響は、資産および負債の開示、認識または認識の中止、ならびに当該資産および負債の測定に影響を及ぼす可能性があります。しかし、会計基準が異なれば、認識、認識の中止、および測定のアプローチも異なります。パリ協定に対する国のコミットメントから生じる企業への影響は、脱炭素経済への移行に係る影響と異なるものではありません。特定の項目に関する気候関連の移行リスクの影響は、本資料の他のセクションで開示の詳細も含めて解説しています。これらの各セクションを検討する際には、「パリ協定の準拠」の仮定に関する要求事項は、法律上の方針変更や経済の脱炭素化に向けて行われている取組みの経済的影響と同様に検討されるべきです。

#### • FAQ 3—企業は非財務報告(サステナビリティ報告書など)と財務諸表との間で仮定の整合性を検討すべきか

はい、検討すべきです。企業は、IFRSを遵守するにあたり財務報告と非財務報告との間の整合性が必要な場合には、主要な仮定に関する整合性を確保する必要があります。例えば、企業がサステナビリティ報告書においてパリ協定の企業への影響について最善の見積りを公表しており、IFRSにおいて測定に関して最善の見積りのアプローチを使用することが要求されている場合、企業は、財務報告に用いられる見積りとサステナビリティ報告書で開示される見積りとの間の整合性を検討する必要があるといえます。

(例えば、企業が異なる市場参加者の仮定に依拠しているため)財務報告に反映されていない記載がサステナビリティ報告書にある場合には、企業は、なぜそのような項目が異なる基礎に基づき財務報告に反映されたのかについて追加的な記載の必要性を検討しなければなりません。

## Section 3—金融商品

### 3.1 金融商品: グリーン・ローンの会計処理

グリーン・ローン(または、「サステナビリティ連動ローン」)は、金利が特定のESG指標に連動している負債性金融商品です。すなわち、契約に基づくキャッシュ・フローがESG指標または測定値に応じて変動するローンです。例えば、これらの測定値は、排出量基準の遵守、エネルギー効率指標、または異なるグリーン測定値の組み合わせに関連しているかもしれません。ローンの金利は定期的に調整されて、これらのグリーン測定値に関連した借手の実績を反映させます。

グリーン・ローンは、貸手と借手の観点からの会計処理に影響します。以下の領域を評価する際に、企業は、開示した非財務情報との整合性を確認することが重要です。例えば、ある特性が僅少かまたは真正ではないかを評価する際に、それが財務諸表で開示されている非財務情報と整合しているかを確認することが重要です。

PwCの経験では、グリーン・ローンの条件は大きく異なる可能性があり、IFRS第9号の要求事項に基づくこれらの金融商品の会計処理の評価には、多くの判断を伴う可能性があります。特にこの分野における貸手側の実務は進展し続けています。

#### 貸手の会計処理

このような「グリーン・ローン」の会計処理における貸手側の論点は、当該契約における支払が「元本および元本残高に対する利息の支払のみ」かどうかの評価(一般に「SPPIテスト」と呼ばれる)において生じます。ローンを償却原価もしくはその他の包括利益(OCI)を通じて公正価値で測定できるのか、または純損益を通じて公正価値で測定しなければならないのかを決定するために、この論点は重要です。SPPIテストの要件を満たさなければ、当該ローンは純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

#### PwCによるガイダンス:

- [FAQ 42.41.1 - Assessing SPPI for sustainability linked loans or loans with 'green variability'](#) (英語のみ)

#### 借手の会計処理

グリーン・ローンは、借手側にも論点が生じます。グリーン・ローンは、グリーン変動性の特性によって組込デリバティブに該当するかどうか、そして、もし該当すれば、組込デリバティブは当該ローンとは別個に会計処理すべきかを検討する必要があります。

#### PwCによるガイダンス:

- [FAQ 42.121.2 – How should changes in cash flows due to 'green variability' be reflected?](#) (英語のみ)
- [FAQ 41.43.2 – Should 'green variability' features be separated?](#) (英語のみ)

### 3.2 金融商品: 予想信用損失

気候変動は、金融資産の信用損失に対する貸手のエクスポージャーに影響を与える可能性があります。IFRS第9号

の予想信用損失(ECL)モデルは、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報をECLの計算に考慮に入れることを要求しています。気候変動は、ECLを見積る際に貸手が行う仮定に影響を与える可能性があります。また、個々の借手もしくは借手グループのリスク格付けまたは債務不履行の発生確率(「PD」)にも影響を及ぼす可能性があります。場合によっては、ローンのステージ間の移動をもたらす可能性もあります。

借手は、最終的に自らの信用リスクに影響を与えるような一定範囲の物理的リスク、法規制リスク、レピュテーション・リスクに直面し、債務を履行することのできなくなる可能性が高まります。さらに、ローンの担保となっている資産の価値が下落したり、またはアクセス不能や保証不能になって担保価値に影響を与える可能性もあります。

ECLに対する影響を検討する際のベスト・プラクティスには、以下が含まれます。

- 物理的リスク(例えば、深刻な気象現象の増加による物理的資産の破壊または一時的な混乱)と移行リスク(より「グリーン」でより持続可能な経済への移行の結果としての進歩や置換)を別々に考える。
- デュレーションに留意する—変化が急速に起こっている間、長期的なエクスポージャーは短期的なエクスポージャーよりも大きな影響を受ける可能性が高い。
- 画一的なアプローチはないことを認識しておく—異なるポートフォリオは、デュレーション、業種、地域などによって、リスク・エクスポージャーが異なり、多くの場合において、影響を受けやすい地域や業種にはトップダウンの評価のみが可能である。
- 市場の信用スプレッド、デフォルトの予想頻度およびその他の要因のモデルのインプットを通じて、すでに直接的または間接的にリスクを捕捉している範囲を考慮することにより、二重計上のリスクを回避する。
- 保険、保証、政府補助金(または、その他の支払や方針)、およびその他の回収資金源などの他の契約を検討し、それらがどのように構築されており、その資金提供者はESGリスクの進展をどのように考えて(それらにどのように対応して)いるかを考慮する。

ECLの検討事項は、銀行だけでなく、貸手である企業、特に最も著しい影響を受けている業界にエクスポージャーを有する貸手にとって重要です。ESGの文脈において考慮すべきECL測定的主要な分野について、以下に詳しく説明します。

**合理的で裏付け可能な情報:** どのような情報が合理的で裏付け可能かの評価で要求される高いレベルの判断は、企業にとってこの領域を難しくしているかもしれませんが(特に、気候変動リスクの長期的な影響を考えた場合)、そのような判断を行うことは不可能ではなく、そして判断の必要性が、合理的で裏付け可能な情報が存在しないことを意味するわけではありません。

検討している金融商品の対象期間は、どのような情報が「合理的で裏付け可能」であり、当該金融商品に関連するかの評価においても関係するでしょう。さらに、過去のデータ、とくに長期間のデータが、気候変動によって生じると見込まれる将来の状況を反映しているかどうかを問うことも重要です。

#### PwCによるガイダンス:

- [FAQ 45.66.2 – In the context of Climate Change and ECL what information is considered ‘reasonable and supportable’?](#) (英語のみ)
- [FAQ 45.63.1「将来予測的な情報の区分」](#) (和訳は[こちら](#))
- [FAQ 45.64.1「モデリング日後に利用可能な情報」](#) (和訳は[こちら](#))

**集成的評価および個別の評価:** あるセクターが気候関連リスクの影響を受けており、企業はそのセクターのどの借手が影響を受けるかを個別に決定できない場合、ECLの見積りでリスクが引き続き捕捉されていることを確認するために、集成的評価を実施すべきです。金融商品レベルでECLモデルに組み込まれていない場合には、補正やモデル後の調整(「PMA」)が必要になる可能性があります。

さらに、気候関連リスクが異なった影響を引き起こす可能性のある場合は、これまでの同質グループをサブグループに分解する必要があるかもしれません。

#### PwCによるガイダンス:

- [FAQ 45.42.1「『トップダウン』アプローチと『ボトムアップ』アプローチの比較」](#) (和訳は[こちら](#))

**信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかの決定:** IFRS第9号B5.5.17項には、信用リスクの著しい増大(SICR)が生じていることを示すいくつかの要因が列挙されています。ESGが信用リスクに与える影響を考慮する際に



は、同じ指針を適用すべきです。

#### PwCによるガイダンス:

- [FAQ 45.31.2「信用リスクの著しい増大を判定する際に考慮すべき要因」](#)(和訳は[こちら](#))

**複数の経済シナリオ(MES):** 気候変動リスクの影響が発生する可能性が低い場合であっても、依然として発生する可能性はあり、そのような影響はECLモデルの下で検討するべきであり、無視すべきではありません。

企業は、以下の事項を考慮する必要がある可能性があります。

- 異なる気候変動のシナリオが測定に織り込まれているかどうか、それが既存のシナリオによって適切に表現されているかどうか。
- 気候変動リスクや予測経済シナリオへの影響を十分に捕捉するために、さらに多くのシナリオが必要かどうか。

気候変動要因を含める場合、特に異なる非線形性を導入する場合には、シナリオのウェイト付けを変更する必要がある可能性もあります。

#### PwCによるガイダンス:

- [FAQ 45.42.1「『トップダウン』アプローチと『ボトムアップ』アプローチの比較」](#)(和訳は[こちら](#))
- [FAQ 45.72.4「予想信用損失の測定において考慮すべき将来予測的なマクロ経済シナリオの数」](#)(和訳は[こちら](#))
- [FAQ 45.72.5「複数のフォワード・ルッキングなマクロ経済シナリオについて、どのようにウェイト付けを決定すべきか?」](#)(和訳は[こちら](#))

**全期間ECLの認識時期:** 気候変動による信用リスクの変動は、12か月を超える期間に影響を与えることが多く、そのため12か月のPDのみに基づくSICRの評価は、もはや裏付け可能でない可能性があります。なぜなら、その次の12か月間のデフォルトのリスクを十分に反映していないマクロ経済の変化やその他の信用関連の要因が存在するからです。

このリスクが全期間PDに反映されていないもののステージ分けの目的のために定性的指標で捕捉されている場合、実務上、ステージ分けのために12か月のPDを引き続き使用することは許容可能かもしれません。しかし、この場合、適切な調整を行わなければECLの計算に用いられるPDは過小となる可能性があります。

#### PwCによるガイダンス:

- [FAQ 45.27.1「全期間の債務不履行発生リスクの変動の合理的な近似として、12か月間の債務不履行発生リスクの変動を用いることができる場合の評価及び再評価」](#)(和訳は[こちら](#))

### 3.3 金融商品:開示

IFRS第7号は、リスクの内容および程度ならびに企業のリスク管理の方法についての情報の開示を要求しています。

企業は、気候関連リスクを考慮に入れるためにリスクの集中に関する開示のアプローチ方法を変更しなければならない可能性があります。例えば、特定地域におけるリスクの高まりを反映するために、地理的な集中の精緻化(特定の都市が特に影響を受ける場合は都市と地方/州を対比させた開示など)、あるいは、産業セクターの精緻化(炭素強度に基づく産業製品セクターへのエクスポージャーのより精緻な細分化など)が必要になる可能性があります。

また、市場リスク(例えば、気候関連リスクの影響を受ける産業に対する投資)に関する開示も考慮する必要があります。場合によっては、特定のリスクについての感応度の開示を高度化することが適切かもしれません。

最後に、流動性リスクについても考慮することになるかもしれません。企業の気候関連リスクへのエクスポージャーがより重大になっているため、企業の財務制限条項に対する圧力が高まる可能性があります。このような状況では、主要な財務制限条項に関する開示がますます重要になるかもしれません。炭素集約型産業において投資家からの資金調達へのアクセスが減少することは、企業による対応と開示が必要なリスクになる可能性があります。

#### PwCによるガイダンス:

- [FAQ 47.92.1「リスク集中に関する設例」](#)(和訳は[こちら](#))
- [FAQ 47.104.1「信用リスク及び著しい信用リスクの集中に関する開示の設例」](#)(和訳は[こちら](#))

- [FAQ 47.108.8「満期分析:金額が固定されていないキャッシュ・フロー」](#)(和訳は[こちら](#))
- [FAQ 47.111.1「開示の集約」](#)(和訳は[こちら](#))

### 3.4 公正価値の測定

市場参加者の観点には気候関連リスクに関する仮定が含まれているかもしれないため、公正価値が使用されているところであればどこでも、公正価値の測定は気候関連リスクの影響を受ける可能性があります。

観察可能なインプットを用いた公正価値測定は、気候変動のインプットに関する市場参加者の観点をすでに適切に反映している可能性があります(例えば、採取産業または農業における企業の株式の相場価格が該当するかもしれません)。しかし、活発な市場で取引されていない項目の評価モデルは、評価されている特定の項目に関する市場参加者の仮定を十分に表していることを確認するため見直しが必要です。

また、予測を含む評価は、気候関連リスクの要因について調整が必要となるかもしれません。例えば、投資不動産の公正価値測定は、賃貸料収入、稼働率、および保険費用の仮定に対して、気候の影響を反映するような調整が必要となるかもしれません。

さらに、気候関連リスクは、引当金から顧客関係、棚卸資産からブランドや商標に至るまで、すべての資産および負債のカテゴリーに関連する企業結合の公正価値の使用に影響を与える可能性があります。

最後に、木材にするために育成中の樹木や収穫前の果実のような生物資産の公正価値は、収入とコストの変動を考慮に入れる必要があるかもしれません。例えば、消費者の食事の好みの変化や低炭素製品へのシフトは、生産物の価格に影響を与える可能性があります。コスト面では、物理的なリスク(嵐など)の結果として予想されるコストの変動および投入コスト(水道料金や土地利用に関連した規制料金など)の変動が関連する可能性があります。

IFRS第13号は、公正価値測定に使用されるインプットの開示および、重大な観察可能でないインプットを有する経常的な公正価値測定については、観察可能でないインプットの変動に対する当該測定の感応度に関する説明を要求しています。

#### PwCによるガイダンス:

- [FAQ 5.28.1「仮想的な市場参加者の決定」](#)(和訳は[こちら](#))
- [FAQ 5.30.2「資産の使用に関する制限の影響」](#)(和訳は[こちら](#))
- [EX 5.34.1「非金融資産のコストと最有効使用」](#)(和訳は[こちら](#))
- [EX 5.34.2「最有効使用アプローチ」](#)(和訳は[こちら](#))
- [FAQ 5.79.1 – Additional considerations for discount rates used in Level 3 fair value measurements in periods of significant economic uncertainty](#)(英語のみ)
- [EX 5.116.1「有形固定資産の最有効使用に関するガイダンス」](#)(和訳は[こちら](#))
- [FAQ 5.139.1「生物資産に対する市場を基礎とする評価技法」](#)(和訳は[こちら](#))
- [FAQ 5.139.2「市場を基礎とする価格又は価値がない場合の公正価値」](#)(和訳は[こちら](#))

### 3.5 保険契約

気候変動は、保険契約の測定に用いられる仮定に影響を与える可能性があります。

例えば、気候関連の事象は、異常気象(洪水や火災など)に関連する保険事故の頻度または規模を増加させたり、発生のタイミングを早めたりする可能性があります。そのような事象は、事業の中断、物的損害または傷害に対する保険カバーに影響を与える可能性があります。気候変動には、平均気温の上昇などの長期的な影響も含まれます。そのような長期的な影響は、疾病の発生率の増加や死亡率の上昇をもたらす可能性があり、また死亡や長期的な疾病に対する保険カバーに影響を及ぼす可能性があります。したがって、生命保険会社と損害保険会社の双方に気候変動の影響が見られる可能性があります。

企業は、気候関連のリスクに関する仮定を保険負債の測定に織り込むでしょう。企業は、そのような仮定の結果としての重大な判断および判断の変更を開示する必要があるかもしれません。また、企業は、リスク・エクスポージャー、リスクの集中、リスクの管理方法、およびリスク変数の変化の影響を示す感応度分析の開示に気候関連のリスクを反映させる必要もあるかもしれません。

## Section 4—非金融資産および非金融負債

### 4.1 有形固定資産および無形資産

#### 有形固定資産および無形資産：減損の検討

気候関連のリスクは、非金融資産の減損に重要な影響を与える可能性があります。

気候変動は、**減損の兆候**となり、減損テストが必要かのトリガーとなる可能性があります。例えば、温室効果ガスを排出する製品に対する需要の減少は、製造工場の減損を示唆する可能性があります。同様に、新たな法律の導入により、企業が製品ラインの存続可能性を再評価したり、新たなコストを課したりすることで、関連する資産の減損テストが必要となる可能性があります。環境を損なう可能性があると考えられる活動への従事は、レピュテーション（評価・評判）の低下や顧客の損失をもたらす、ブランド、商標およびその他の無形資産の価値に影響を及ぼす可能性があります。企業が行った自主的な環境へのコミットメントも考慮に入れる必要があるでしょう。例えば、製品ラインを停止するというコミットメントや事業の脱炭素化は、減損の兆候になる可能性があります。

#### PwCによるガイダンス：

- [EX 24.12.2「減損の兆候：時の経過により進展する傾向に関する情報」](#)（和訳は[こちら](#)）

**使用価値（ViU）モデルにおけるキャッシュ・フローへの影響：** ViUモデルにおいて、将来キャッシュ・フローは現在の状態の資産について見積もられます。長期的に見れば、気候変動の影響は、資産から生み出されると予想される収入の予測の修正、または企業のコストの基礎の変更をもたらす可能性が高いでしょう。キャッシュ・フローに対するこのような変更のタイミングは、業種や国によって異なります。例えば、売上予測は次のようになる可能性があります。

- 顧客行動が変化した場合（例えば、既存製品の人気落ちたり、より環境に優しい製品や技術が市場に出回り、競争力もしくは事業運営や売上を生み出す可能性に影響を及ぼしたりする場合）、売上予測は減少する
- より環境に優しい製品へのシフトの機会を得ることができた場合、売上予測は増加する<sup>1</sup>
- 企業がコストの上昇を顧客に転嫁できるかどうかによって、売上予測は変化する

以下の場合、コスト・ベースが増加する可能性があります。

- グリーン目標が存在し、企業がより環境に優しい（おそらくは、より高価な）投入資源を調達するよう強制される、または強制されると見込まれる場合
- 追加的な炭素税やカーボン・オフセット証明書が存在（例えば、グリーン目標を自ら設定していたり、それが法律によって生じたりする場合—移行リスク）
- 保険料を上昇させるような営業場所の物理的リスク（例えば、洪水リスク）の存在
- 営業場所における物理的リスク（例えば、洪水リスク）の軽減のための追加的な維持修繕費用
- 商品価格やエネルギー価格の上昇（例えば、化石燃料または環境に有害な商品の使用を阻止するための政府の介入やその他の市場の力により生じる価格上昇）
- 特定の資産を再利用するためのコスト（移行リスク）

これらはすべて考慮すべき潜在的な変化ですが、ViU評価の作成に、これらの要素のすべてを含めるわけではありません。ViUモデルは、どのような場合にリストラクチャリング、改良または資産の機能強化に対する投資の便益を考慮に入れることができるかについて厳格な制限を適用することを企業に要求しています。これらの便益は、企業がリストラクチャリングを確約した場合にのみ、ViUの計算に反映することができます。資産の機能強化については、企業が関連する支出を負担し始めたときのみ、これらの便益を考慮に入れることができます。

<sup>1</sup> ただし、FVLCDモデルとViUモデルのどちらを適用するかによって、機能強化やリストラクチャリングによるアウトフローと、それに伴う便益のインフローおよびコスト節減をキャッシュ・フローに含めるかどうかにより差異が生じることに留意が必要です。FVLCDモデルは、市場参加者のモデルであり、市場参加者が捕捉した範囲までFVLCDモデルに含めるのに対し、ViUモデルは資産の現状および機能強化によるキャッシュ・フローと便益が生じた場合にのみ反映されます。同様に、リストラクチャリングの影響は、関連する引当金がIAS第37号の下で認識される場合にのみViUモデルに含まれます。



## PwCによるガイダンス:

- [EX 24.79.1「使用価値モデルにおいて計画された将来のリストラチャリング計画」](#)(和訳は[こちら](#))
- [FAQ 24.43.3「使用価値における原状回復義務」](#)(和訳は[こちら](#))
- [FAQ 24.84.1 – Does an entity incorporate cash flows from government assistance or grants when determining the value in use of a cash-generating unit?](#)(英語のみ)

**キャッシュ・フローの予測期間の長さ**と**ターミナルバリューに及ぼす影響**: これは、エネルギー集約型産業の資産、または脱炭素を優先事項として発信した国の資産について特に関連性がある可能性があります。ViUの予測は、経営者が承認した予算に基づいており、IAS第36号では通常、5年までの期間を対象としています。多くの企業にとって、気候変動への対応は、3年から5年の期間を超えてより顕著な影響を与える可能性が高いとPwCは予想しています。そのため、ターミナルバリューの算定に気候変動の影響を織り込む必要があります。多くの場合、特に、将来の改良や機能強化の支出または将来のリストラチャリングのために、最終的なキャッシュ・フローに重要性のある修正が必要な場合には、ViU計算を使用することは現実的ではない可能性があります。

キャッシュ・フロー予測の最終年度は、一般に、ターミナルバリューを計算する際の将来へのキャッシュ・フローの外挿に用いられます。したがって、最終年度は、事業の安定成長状態を表す必要があります。これには、事業が経験しなければならないであろう気候変動の移行に関する安定成長状態を含むことになります。

多くの企業にとって、気候変動の移行に関する戦略的行動は、経営者が承認した予算期間の末日までには完了せず、最終年度はまだ安定成長状態に達していない可能性があります。したがって、単一のターミナルバリューを決定することは困難な場合があります。考えられる解決策の1つは、ターミナルバリュー計算を2つ以上の構成要素に分割することです。その場合、最初の構成要素は、短中期的に特定の気候関連の目標への移行において、企業を安定成長状態にするための営業キャッシュアウトフローの増加(この場合、予定されている改良、機能強化、リストラチャリングを無視したもの)を反映し、もう一つの構成要素は、気候関連の移行に伴う支出が恒久的に行われた後の安定成長状態を反映するものとなる可能性があります。

極端な場合、現在の場所での事業は、その場所が(例えば、洪水リスクや水不足により)適さなくなった場合や、政府の法律により製品の採算がとれなくなり予測期間が制限される場合には、ある特定の時点を超えて存続しない可能性があります。

長期的な成長率は、ターミナルバリューに大きな影響を与えます。通常、減損モデルは長期的なインフレ率でプラスの成長率を仮定する傾向があります。企業が環境にやさしい製品やプロセスへの需要が見込まれる地域で、(現在の状態の資産に基づき)そのような製品やプロセスにシフトできない場合、成長率は横ばいまたはマイナスとなり、プラスの成長率は正当化されない可能性があります。環境に優しいビジネスモデルへの移行が長期的な成長をもたらすという仮定を、変化の初期段階で裏付けることは難しいかもしれません。

**合理的で裏付け可能な仮定の概念**: 例えば、まだ保険料が上昇していない、水不足地域でまだ水道料金が上昇していない、あるいは、特定の法令が制定されていない場合であっても、それが合理的で裏付け可能な仮定であれば、悪影響を予測に含める必要があるでしょう。これは、例えば、税金計算で使用するには、少なくとも実質的にすでに制定されていなければならないとする税率の変更の場合とは異なります。仮定が合理的で裏付け可能かどうかを評価するためには、外部の証拠により大きなウェイトを置かなければなりません。

炭素税はIAS第12号の範囲に含まれる税金ではないため、これらに関する法律は、キャッシュ・フロー予測に含めるために制定されている(または、実質的に制定されている)必要はありません。このような炭素価格に関する仮定は、単純に合理的で裏付け可能な見積りでなければなりません。

気候関連の法規制について監視しておく必要があります。規制は、急速に進展する可能性があり、また必ずしも地域によって一貫しているとは限りません。

財務諸表以外での(例えば、企業のESG報告書や統合報告書における)約束を見直す必要がある可能性があり、キャッシュ・フロー予測の変更につながる可能性があります。

また、企業は、カーボン・ニュートラルな製品で得られるプレミアムに関する仮定を予測に織り込む際には、特に、既存の資産を現在の状態で減損テストを行っていることを念頭において、競合他社にも同様の技術や投資が入手可能かどうかに注意を払わなければなりません。

**割引率**: 気候関連リスクはモデリングに新たなリスク要因をもたらしますが、資本コストの算定には引き続き確立された方法を使用すべきです。環境に関する規制が異なる時期にまたは異なる厳格さで導入されるというさまざまなシナリオがあるかもしれません。場合によっては、減損テストのために複数のシナリオをつくり、それぞれのシナリオに固有



の不確実性に対処する必要があるかもしれません。一般的に、これらのシナリオに関連する潜在的な不確実性を考慮した場合のベストプラクティスは、割引率を調整するのではなく、これらをキャッシュ・フローのさまざまなシナリオに組み込むことでしょう。企業は、同じリスクを割引率とキャッシュ・フローの両方に二重計上されないよう、注意する必要があります。

さらに、企業が同業他社よりも気候関連リスクへのエクスポージャーが高い場合には割引率が上昇する可能性があることを考慮する必要があります。これは、(負債や株式による)資金提供者は、よりリスクの高い投資に対して高いリターンを求めるためです<sup>2</sup>。極端な場合、負債による資金調達とは特定の業種にとって制約となる可能性もあり、WACC(加重平均資本コスト)へのインプットとしての負債と資本の組み合わせが変化する可能性があります。

#### PwCによるガイダンス:

- [FAQ 24.107.2 – How are discount rates impacted in times of uncertainty?](#) (英語のみ)
- [EX 24.105.2「特有のリスク要因を反映するため利率は変動する」](#)(和訳は[こちら](#))

**処分コスト控除後の公正価値の使用:** ViUテストで使用できるキャッシュ・フローに制約があるため、減損テストの目的上、処分コスト控除後の公正価値の使用が必要となる場合があります。企業が処分コスト控除後の公正価値を用いる場合、評価の前提は市場参加者の仮定に基づくものであることに留意することが重要です。詳細は、本資料の[公正価値測定のセクション](#)(Section 3.4)をご参照ください。

**財務諸表開示と記述的報告との相互作用:** 減損の開示では、気候関連の影響を説明する必要があるかもしれません。気候関連のリスクが企業経営に重要な影響を与える可能性がある場合、これが回収可能価額の算定にどのように織り込まれたかについての情報は、財務諸表利用者にとって目的適合性があるでしょう。場合によっては、気候関連のリスクについて減損モデルを調整しないという結論は、企業が財務諸表の開示に反映すべき重要な判断や仮定に基づいているかもしれません。

多くの企業が、記述的報告の一部として気候シナリオについて議論しています。これらのシナリオは、パリ協定やネットゼロ目標、または気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の報告要件に由来している可能性があります。

このようなシナリオ分析は、IAS第1号やIAS第36号が要求する開示と相互に影響する可能性が高いですが、そのような開示の前提は、IAS第36号が要求するものと同じではないことに留意することが重要です。

IAS第36号は、合理的に起こり得る仮定の変更が減損につながる場合、感応度分析を要求しています。これには、気候変動に関する合理的に起こり得る好ましくない仮定の変更が含まれます。IAS第36号の感応度の開示は、予測期間(すなわち、ターミナルバリューが含まれる場合は永久)を対象としています。

企業は、IAS第36号で用いられている仮定が、気候変動シナリオに関する記述的報告で用いられている仮定とどのように関連するかを、その関連性について財務諸表利用者の理解に役立つように説明しなければなりません。例えば、TCFDは、たとえ企業の最善の見積りや市場参加者の仮定に整合しない仮定だとしても、気温上昇の1.5°Cまたは2.0°Cまでの抑制を追跡するシナリオの開示を要求するかもしれません。監査人が[国際監査基準\(ISA\)第720号](#)によって、企業の年次報告書に含まれる気候報告などのその他の情報が監査済み財務諸表と整合しているかどうかの検討を要求されていることは注目に値します。これに加えて、多くの地域の規制当局は、使用した仮定の不一致の説明と調整を企業に期待していると明らかにしています。

#### 有形固定資産および無形資産:耐用年数および残存価額

減損に加えて、気候変動の結果として、有形固定資産および無形資産の耐用年数および残存価額を再評価する必要がある可能性があります。例えば、気候変動の影響により、資産がより早い段階で陳腐化したり、資産の使用に法的制限が課されたり、資産の利用が困難になったりする可能性があります。最も極端なケースでは、自然の気候現象の結果、あるいは政府の措置のいずれかにより資産が利用できなくなった場合、企業は永久に資産の支配を失うことさえあります。IAS第16号は資産の耐用年数を「最善の見積り」に基づくことを要求していますが、この資産の耐用年数の見積りは判断の問題です。企業は、耐用年数に関連する見積りの不確実性(例えば、複数の起こり得る結果が存在し、そのなかには、耐用年数の決定の際に使用した発生確率が最も高いシナリオと比較して、耐用年数が著しく短いものがある場合)について開示すべきかどうかを検討すべきです。

<sup>2</sup> IFRS第13号IE11項を参照。この設例には、将来事象を現在価格で固定することに内在する不確実性のために、実際のキャッシュ・フローが期待キャッシュ・フローと異なるリスクに対する補償としての市場リスク・プレミアムが含まれています。気候関連リスクのような分散不能リスクについて市場参加者が要求する不確実性に対するリスク・プレミアムの概念が、この基準書によって裏付けられます。

#### PwCによるガイダンス:

- [EX 21.33.2「欧州連合のREACH規則\(化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則\)により発生する費用」](#)(和訳は[こちら](#))
- [EX 22.100.1「耐用年数の見積りの変更」](#)(和訳は[こちら](#))
- [EX 22.100.2「取得した固定資産の耐用年数の短縮」](#)(和訳は[こちら](#))
- [FAQ 22.100.3 - How do climate-related factors affect the useful life and residual value of assets?](#)(英語のみ)
- [EX 22.101.1「資産の残存価額の見直し」](#)(和訳は[こちら](#))

## 4.2 その他の非金融資産:回収可能性に関する検討事項

### 棚卸資産

棚卸資産などの非金融資産の回収可能性は、気候関連リスクによる影響を受ける可能性があります。

棚卸資産のコストが回収できない場合、棚卸資産が減損する可能性があります。IAS第2号は、企業に対し、そのような棚卸資産を正味実現可能価額まで評価減することを要求しています。例えば、特定のセクターは、資産の市場価格の変動性が上昇する可能性があります。これは、特定の商品に対する需要パターンが変化した結果である可能性があり、そのような商品の棚卸資産は、より高い減損リスクに晒される可能性があります。

また、その他のケースでは、特定の資産が使用中止や生産中止になる場合もあり、そのような資産の部品の減損をもたらす可能性があります。例えば、燃焼エンジンの特定のモデルがもはや排出量基準を満たさないために使用中止や製造中止になると、エンジンの製造や販売に使用される部品は陳腐化します。

#### PwCによるガイダンス:

- [FAQ 25.33.1 - How should an entity measure 'green' or renewable materials that provide the right to label products as 'green' or renewable under a certification?](#) (英語のみ)
- [FAQ 25.21.2 \(illustration #3\) – What factors should be considered in determining the 'normal capacity' and abnormal costs for inventory capitalisation as a result of major events \(such as a global crisis\) that impact the business?](#) (英語のみ)

### 繰越税金資産

その他の非金融資産の減損を検討する場合、上記の解説と同様の理由により、繰延税金資産(DTA)の回収可能性が問題となる可能性があります。DTAは、企業が将来の課税所得を生み出す可能性が高い範囲内で認識されます。気候変動は、企業の将来の課税所得の見積りに影響を与え、その結果、DTAを認識できない、または過去に認識されたDTAの認識の中止につながる可能性があります。企業が減損テストを実施する場合、DTAの回収可能性の評価と非金融資産の減損テストとの間の仮定は一致させる必要があります。

## 4.3 引当金および偶発債務

貸借対照表の負債側では、気候関連リスクは引当金や賦課金の認識、測定、開示に影響を与える可能性があります。これは、リストラクチャリング引当金および環境または資産除去債務に影響を与える可能性があります。企業に措置をとることを要求する法律が存在しない場合であっても、企業が措置を講じたり声明を出すことは、引当金を認識しなければならない推定的義務が生じる可能性があります。さらに、気候関連リスクに関連する企業の戦略の変更は、資産除去債務のタイミング(および、測定)に影響を与える可能性があります。例えば、企業が化石燃料に大きく依存しており、資産除去債務を認識しているプラントを操業しているとします。持続可能性戦略では、2030年までにカーボン・ニュートラルを約束しています。これは、現実的には、当該プラントを中期的に当初の予想よりも早く、新たなハイブリッド型のプラントに置き換えることによって達成することができます。この計画の結果、企業は引当金を最初に認識したときに当初想定したよりも早い段階でプラントを資産除去するため、プラントの資産除去のための予想キャッシュ・フローのタイミングを前倒ししなければなりません。

場合によっては、製造コストやその他の投入コストの上昇により、不利な契約の認識と測定に変更が生じる可能性があります。

新しい法律によって生じる義務の認識について、引当金は、法律が「実質的に制定された」ときにのみ認識されるという要求事項を覚えておくことが重要です。多くの場合、これは、法律が実際に議会を通過し、制定され、企業側に措置をとることを義務付けるまで発生しません。しかし、これは、非金融資産の減損(Section 4.1)など、その他の見積りの測定に予期された法律を組み入れることは異なっているかもしれません。

## PwCによるガイダンス:

- [FAQ 16.13.1 – Does new legislation enacted shortly after the balance sheet date create an obligation for provision?](#) (英語のみ)
- [FAQ 16.19.1 – How should management account for a situation where it is not possible to reliably assess whether a present obligation exists?](#) (英語のみ)
- [FAQ 16.76.1 – What is WEEE obligation?](#) (英語のみ)
- [EX 16.85.7 – Applying the recognition criteria to abandonment and decommissioning costs](#) (英語のみ)
- [EX 16.85.8 – Applying the recognition criteria to environmental liabilities](#) (英語のみ)
- [FAQ 22.28.1「廃棄引当金の測定」](#) (和訳は[こちら](#))
- [EX 22.28.2「検討 - 資産の耐用年数の後半に生じる廃棄コスト」](#) (和訳は[こちら](#))
- [EX 22.62.1「安全規制又は環境規制に係る装置の初期コスト」](#) (和訳は[こちら](#))

## Section 5—排出量取引制度

排出量取引制度は世界各国で異なります。EUの制度が世界最大であります。世界中のさまざまな国でその他の制度があり、国(例えば、米国やカナダ)によっては州や地域で異なる場合もあります。

排出量取引制度の大半は二酸化炭素の排出量を対象としており(ただし一部は他の温暖化ガスの排出量も対象としています)、その基本となる目的は、企業がカーボン・ニュートラルやカーボン・ネガティブの活動に従事することを奨励し、そのような事業に対する投資を刺激することによって、排出量の削減を促進することにあります。一部には炭素集約度が高くなる可能性のある事業もありますが、他の事業で可能な限り排出量を削減することや、他の方法で排出量を相殺する活動を促進することによって、実質的に排出量を相殺することが目的となります。

排出量取引制度では、一般に、所定の遵守期間の開始時に排出枠が配分され、遵守期間の終了時に排出した量に充てる十分な排出枠を保有していることを企業に求めています。一部の制度では、(無料の排出枠に加えて)追加的な排出枠の購入や、排出量の削減から生じる余剰の排出枠を売却することを企業に認めています。通常、排出枠を超過したり、企業が排出した量のすべてを充てるのに十分な排出枠の譲受けができない場合は、罰則が課されます。

排出量取引制度は以前から存在していましたが、次のいくつかの理由から再び注目されるテーマとなっています。

- 炭素クレジットの価格が、世界中で総じて上昇している。これは、遵守義務を果たすためにクレジットを購入する必要がある企業、および事業活動の一環として売却目的のクレジットを生成している企業の双方にとって、企業の業績に対する排出量取引制度の重要性が高まっていることを意味する。
- より多くの企業が炭素クレジットの生成に関わるようになってきている。一部には、エネルギー・ミックスの多様化を目指す企業もいる。多くの従来型のエネルギー企業が、風力エネルギーや太陽エネルギーに進出したり、炭素回収技術に投資している。さまざまな事業の経済性や投資の意思決定において、炭素排出量取引の影響はますます重要になってきている。
- 当然のことながら、多くの企業は、ESG開示の一環として炭素排出量の報告に注力するようになっており、独自の炭素目標に向けて取り組んでいる。一部では、炭素目標の決定により生成された炭素クレジットを、こうした取組みのコスト負担に役立てることができている。

排出量取引制度の会計処理を扱う具体的な会計基準はありません。IFRIC第3号「排出権」は、この領域の会計処理に係る対応が意図されていましたが、2005年に撤回されました。汚染物質の価格決定メカニズムから生じる義務の性質には、いくつかの複雑で概念的な会計上の論点があります。特に、企業が金銭的な対価なしで制度管理者から排出枠を受け取る場合には、その問題が顕著になります。また、汚染物質の価格決定メカニズムから生じる資産や負債を認識するかどうか(認識する場合は認識方法)についても論点があります。

IFRIC第3号の撤回は、排出量取引制度への参加にあたって、IAS第8号に基づき会計処理を行う際に使用可能な会計モデルが多く存在することを意味しており、この領域では実務上の著しいばらつきが継続して生じています。

また企業は、排出枠の先渡売買契約を締結することが可能であり、排出枠の先渡売買契約がIFRS第9号「金融商品」の範囲に含まれるかどうかを決定しなければなりません。

IFRS第9号は、契約において現金または他の金融商品での純額決済、または金融商品との交換による純額決済が可能な場合の非金融商品項目の売買契約(純額決済が可能な契約)に適用されます。排出枠の売買契約は、純額決済が可能な契約の例に該当する可能性があります。



排出枠の売買契約が企業の予想される購入、販売または使用の必要に従った目的で締結され、引き続きその目的で保有される場合、純額決済が可能な契約はIFRS第9号の範囲には含まれません。これは一般に、「自己使用」の例外と呼ばれています。

純額決済が可能な契約が自己使用の要件を満たさない場合、または企業が自己使用の要件を適用しないというIFRS第9号が提供する限定的な選択肢を使用する場合、債務不履行となるまで、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品(FVTPL)として計上されます。

しかし、FVTPLの代替的な処理として、キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理を適用する可能性があり、これにより、契約上の公正価値の変動はその他の包括利益を通じて認識されます。このアプローチの適用は、IFRS第9号の範囲に含まれる厳格な適用要件を満たすことが条件であり、ヘッジ開始時の文書化が要求されます。

純決済が可能な契約に該当しない契約は、組込デリバティブの存在を見直す必要がありますが、IFRS第9号の範囲には含まれません。

#### PwCによるガイダンス:

- [EX 16.85.9 – Detailed discussion of applying the recognition criteria to emissions obligations](#) (英語のみ)
- [FAQ 33.21.3「排出権取引制度」](#) (和訳は[こちら](#))
- [PwCの出版物「排出権取引システム: 将来の機会」](#) (英語のみ)

## Section 6 – 継続企業の前提を含む判断および仮定に関する開示

気候変動は将来について重大な不確実性をもたらす可能性があります。企業が将来のシナリオに関して行う仮定と、そのシナリオが実行される可能性は、企業が報告する内容に重要性のある影響を与える可能性があります。

IAS第1号「財務諸表の表示」には、見積りの不確実性の発生要因を開示する包括的な要求事項があります。すなわち、企業が将来に関して行う仮定によって翌事業年度の資産および負債の帳簿価額に重要性のある修正をもたらす重大なリスクがある場合、IAS第1号は、そのような仮定ならびにそれらの資産および負債の性質と帳簿価額に関する情報を開示することを要求しています。また企業は、仮定と見積りに対する帳簿価額の感応度などを開示することが考えられる。

例えば、気候変動の事項が見積りの策定に用いられる仮定に影響を与える不確実性を生じさせる場合、それらの仮定が、翌事業年度の資産および負債の帳簿価額に重要性のある修正をもたらす重大なリスクがあるかどうかを開示することが必要となる可能性があります。また、多様な可能性のある気候シナリオが財務報告に与える影響を説明する必要がある可能性があります。さらに企業は通常、過去の仮定に対する変更を説明することになります。特に、企業の財務報告の基礎となる仮定は、例えば企業のESG開示など、他の場所で記載される仮定や分析と整合していなければなりません。

また、IAS第1号では、重要性があると考えられるすべての情報を財務諸表において確実に捉えるために、開示に関する全般的な要求事項があります。[IAS第1号第112項](#)では、企業に対して、財務諸表のどこにも表示されていないが、財務諸表の理解への目的適合性がある情報を提供することが要求されています。IAS第1号におけるこれらの包括的な要求事項は、気候関連事項によって財政状態または財務業績が大きな影響を受ける企業にとって、特に目的適合性がある可能性があります。

IAS第1号は、経営者に対して、財務諸表の作成にあたって、企業が継続企業として存続する能力を評価することを要求しています。経営者は、作成において継続企業の前提が適切かどうかを評価する際に、将来(少なくとも報告期間の末日から12か月は必要であるが、それに限定されない)に関するすべての入手可能な情報を検討します。気候関連事項が、企業の継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせるような事象または状態に関する重要性のある不確実性を生じさせる場合は、[IAS第1号第25項](#)により開示が求められます。財務諸表が継続企業に基づき継続して作成されている場合であっても、そのような不確実性は開示しなければなりません。以下のような開示が必要です。

- 企業が営業を存続する能力に対して重大な疑義を生じさせる主な事象または状態、並びにこれらの事象または状態に対処するための経営者の計画を適切に記述する。
- 企業が継続企業として存続する能力に対して重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状態に関連する重要性のある不確実性が存在し、通常の事業の過程において資産を実現することができず、負債を支払うことができない可能性があることを明確に記述する。

経営者が、開示が要求される継続企業の前提に関する重要性のある不確実性はないものの、重大な判断(例えば、軽減策の実行可能性と有効性について)を伴う結論に至る場合、IAS第1号では、その判断の開示が要求されてい



す。

**PwCによるガイダンス:**

- [FAQ 4.26.1「企業が継続企業であることの不確実性」](#)(和訳は[こちら](#))
- [FAQ 4.157.1「見積の不確実性に関する開示\(その他の基準によって要求される場合\)」](#)(和訳は[こちら](#))
- [FAQ 4.150.1「開示すべき会計方針」](#)(和訳は[こちら](#))

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.